

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者  
基 準 確 認 シ ー ト  
(令和3年4月改定基準)

介 護 老 人 保 健 施 設

施設名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

入所（入居）者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ ユニット型介護老人保健施設においては「ユニット型」の記載のある項目を、それ以外の施設においては「従来型」の記載のある項目を点検してください。記載のない項目は、双方の施設に共通する基準です。

なお、一部ユニット型介護老人保健施設においては、経過措置により改正前の「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）によることとされていますが、遵守すべき基準の内容は同等のものであることから、ユニット部分については「ユニット型」、それ以外の部分については「従来型」の記載のある項目を点検してください。

- 3 この自主点検表には、療養病床等から転換した「介護療養型老人保健施設」については、記述していません。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

○ 法	… 介護保険法（平成9年法律第123号）
○ 施行規則	… 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
○ 条例	… さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第71号）
○ 平11厚令40	… 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
○ 平11厚告97	… 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項（平成11年厚生省告示第97号）
○ 平12厚告21	… 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
○ 平12厚告123	… 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）
○ 平15厚労告264	… レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号）
○ 平17厚労告419	… 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）
○ 平18厚労告268	… 厚生労働大臣の定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）
○ 平24厚労告95	… 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年厚生労働省告示第95号）
○ 平24厚労告97	… 厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第97号）
○ 平13老発155	… 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年老発第155号厚生省老健局長通知）
○ 平9老健83	… 「大量調理施設衛生管理マニュアル」老人保健施設における衛生管理等の徹底について（平成9年老健第83号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）
○ 平11老企29	… 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○ 平12老企44	… 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○ 平12老企54	… 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○ 平12老振25・老健94	… 介護保険施設等におけるおむつ代にかかる利用料の徴収について（平成12年老振第25号・老健第94号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
○ 平12老振75・老健122	… 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
○ 平13老振10	… 介護老人保健施設に関して広告できる事項について（平成13年老振第10号厚生労働省老健局振興課長通知）
○ 平29ガイダンス	… 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年厚生労働省）

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 施設及び設備に関する基準	8
四 運営に関する基準	17
五 開設許可等の変更等	55
六 その他	56

一 基本方針

項目	確認事項	根拠法令
	<p>① 施設の開設者は、常にその施設、設備及び運営の向上に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 条例は、施設がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものです。</p>	<p>条例 第1条 平12老企44 第1の1</p>
従来型	<p>② 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第2条第1項</p>
	<p>③ 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第2条第2項</p>
	<p>④ 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第2条第3項</p>
	<p>⑤ 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第2条第4項</p>
	<p>⑥ 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第2条第5項</p>
ユニット型	<p>⑦ 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ ユニット型の施設は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があります。</p> <p>こうしたユニット型介護老人保健施設のケアは、これまでの介護老人保健施設のケアと大きく異なります。</p>	<p>条例 第43条第1項 平12老企44 第5の1・2</p>

<p>⑧ 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第43条第2項</p>
<p>⑨ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第43条第3項</p>
<p>⑩ 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第43条第4項</p>

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 医師	<p>○ 常勤換算方法で、入所（入居）者の数を100で除して得た数以上の医師を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 人員に関する基準でいう入所（入居）者の数は、前年度の平均値とします。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によります。</p> <p>● 「常勤換算方法」</p> <p style="padding-left: 2em;">従業者の勤務延時間数を施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合の勤務延時間数は、施設のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、ある従業者が介護保健施設サービスと指定通所リハビリテーションを兼務する場合、勤務延時間数には、介護保健施設サービスに係る勤務時間数だけを算入することとなります。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p> <p>● 「前年度の平均値」</p> <p>① 前年度の平均値は、前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所（入居）者延数を前年度の日数で除して得た数とします。</p> <p style="padding-left: 2em;">この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。</p> <p>② 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所（入居）者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所（入居）者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所（入居）者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所（入居）者延数を1年間の日数で除して得た数とします。</p> <p>③ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所（入居）者延数を延日数で除して得た数とします。</p> <p>● 「勤務延時間数」</p> <p style="padding-left: 2em;">勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とします。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。</p> <p>● 「常勤」</p>	<p>法 第97条第2項 平11厚令40 第2条第1項第一号 条例 第3条第2項 第3条第3項 平12老企44 第1の4①・② 第2の1(1)~(3) 第2の9(1)~(3)・(5)</p>

施設における勤務時間が、施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。

施設に併設される事業所の職務であって、施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たします。

例えば、施設に指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び指定訪問リハビリテーション事業所が併設されている場合、施設の管理者、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所の管理者及び指定訪問リハビリテーションの管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

※ 介護老人保健施設においては、常勤の医師が1人以上配置されていなければなりません。

※ 入所（入居）者数100人未満の介護老人保健施設にあっても常勤の医師1人の配置が確保されていなければならないこと。

※ 複数の医師が勤務をする形態であり、1人の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所（入居）者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤の医師1人とあるのは、常勤換算で医師1人として差し支えありません。

※ サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、本体施設に配置されている医師が入所（入居）者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所（入居）者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。

● 「サテライト型小規模介護老人保健施設」

① 本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所（入居）者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいいます。

② 本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は次のとおりです。

ア 自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離であること。

イ 本体施設の医師等又は協力病院が、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所（入居）者の病状急変等の事態に適切に対応できる体制を採ること。

③ サテライト型小規模介護老人保健施設は、原則として、本体施設に1か所の設置とします。

ただし、本体施設の医師等により、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所（入居）者の医学的管理等の処遇が適切に行われると認められるときは、本体施設に2か所以上の設置も認めます。

● 「医療機関併設型小規模介護老人保健施設」

① 介護医療院又は病院若しくは診療所に併設（同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が一体的に行われているものを指すこと。）され、入所（入居）者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいいます。

② 医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、介護医療院又は病院若しくは診療所に1か所の設置とします。



	<p>※ 介護医療院又は病院若しくは診療所（医師について施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている介護老人保健施設（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）にあつては、必ずしも常勤の医師の配置は必要ではありません。</p> <p>したがって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えありません。</p> <p>ただし、このうち1人は、入所（入居）者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければなりません。</p> <p>なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めてください。</p> <p>※ 介護老人保健施設で行われる（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの事業所の職務であつて、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がない場合は、介護保健施設サービスの職務時間と（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護老人保健施設の勤務延時間数として差し支えありません。</p>	
<p>2 薬剤師</p>	<p>○ 施設の実情に応じた適当数の薬剤師を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所（入居）者の数を300で除した数以上を標準とします。</p>	<p>条例 第3条第1項第1号 平12老企44 第2の2</p>
<p>3 看護師、准看護師又は介護職員</p>	<p>○ 常勤換算方法で、入所（入居）者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の看護職員（看護師、准看護師）又は介護職員を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 看護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は7分の5程度をそれぞれ標準とします。</p> <p>※ 看護・介護職員は、直接入所（入居）者の処遇に当たる職員であるので、施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければなりません。</p> <p>ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えありません。</p> <p>ア 常勤職員である看護・介護職員が7割程度確保されていること。</p> <p>イ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。</p> <p>● 「専ら従事する」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じてサービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の施設における勤務時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問いません。</p>	<p>法 第97条第2項第三号 平11厚令40 第2条第1項 条例 第3条第1項第2号 平12老企44 第2の3 第2の9(4)</p>
<p>4 支援相談員</p>	<p>○ 1以上の支援相談員を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所（入居）者の数が100を超える場合にあつては、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上の支援相談員を配置しなければなりません。</p> <p>※ 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次のような入所（入居）者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充ててください。</p>	<p>条例 第3条第1項第3号 第3条第6項 第3条第7項 平12老企44 第2の4(1)・(2)</p>

	<p>ア 入所（入居）者及び家族の処遇上の相談                      イ レクリエーション等の計画、指導                      ウ 市町村との連携                      エ ボランティアの指導</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設においては、本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が、双方の入所（入居）者に適切に行われると認められるときは、支援相談員を置かないことができます。</p>	
5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	<p>○ 常勤換算方法で、入所（入居）者の数を100で除して得た数以上の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 理学療法士等は、入所（入居）者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービスの提供に当たることは差し支えありません。</p> <p>※ ただし、施設の理学療法士等の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれません。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設においては、本体施設に配置されている理学療法士等によるサービス提供が、双方の入所（入居）者に適切に行われると認められるときは、理学療法士等を置かないことができます。</p>	<p><b>条例</b>                      第3条第1項第4号                      第3条第6項                      第3条第7項  <b>平12老企44</b>                      第2の5</p>
6 栄養士又は管理栄養士	<p>○ 入所（入居）定員100以上の施設にあっては、常勤の栄養士を1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えありません。</p> <p>※ 100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めてください。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設、療養床数100以上の介護医療院及び病床数100以上の病院に限る。）又は医療機関併設小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院もしくは診療所に配置されている栄養士又は管理栄養士による栄養管理が、双方の入所（入居）者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。</p>	<p><b>条例</b>                      第3条第1項第5号                      第3条第6項                      第3条第7項  <b>平12老企44</b>                      第2の6</p>
7 介護支援専門員	<p>① 1以上の介護支援専門員を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所（入居）者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。</p> <p>※ 入所（入居）者数が100人未満の介護老人保健施設にあっても1人は配置しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員の配置は、入所（入居）者数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とするものであり、入所（入居）者数が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。</p> <p>※ 増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではありません。</p> <p>② 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者ですか。</p>	<p><b>条例</b>                      第3条第1項第6号  <b>平12老企44</b>                      第2の7(1)</p> <p><b>条例</b>                      第3条第5項</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所（入居）者の処遇に支障がない場合には、施設の他の職務に従事することができます。</p> <p>この場合、兼務を行う介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務に係る勤務時間として算入することができます。</p> <p>※ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。</p> <p>ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではありません。</p> <p>※ 介護支援専門員が本体施設に従事する場合であって、本体施設の入所（入居）者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができます。</p>	<p>第3条第6項 平12老企44 第2の7(1)・(2)・(3)</p>
<p>8 調理員、事務員その他の従業者</p>	<p>○ 施設の実情に応じた適当数の調理員、事務員その他の従業者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 調理員、事務員等については、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えありません。</p>	<p>条例 第3条第1項第7号 平12老企44 第2の8(1)・(2)</p>
<p>9 従業者の専従</p>	<p>○ 従業者は、専ら施設の職務に従事する者ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従来型施設及びユニット型施設を併設する場合の介護職員を除き、入所（入居）者の処遇に支障がない場合には、この限りではありません。</p>	<p>条例 第3条第4項</p>

三 施設及び設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 施設 (1) 従来型</p>	<p>○ 次の施設を有していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 療養室</li> <li>イ 診察室</li> <li>ウ 機能訓練室</li> <li>エ 談話室</li> <li>オ 食堂</li> <li>カ 浴室</li> <li>キ レクリエーション・ルーム</li> <li>ク 洗面所</li> <li>ケ 便所</li> <li>コ サービス・ステーション</li> <li>サ 調理室</li> <li>シ 洗濯室又は洗濯場</li> <li>ス 汚物処理室</li> </ul> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p><b>法</b> 第97条第1項 <b>条例</b> 第4条第1項 平11厚令40 第3条第1項</p>
<p>(2) ユニット型</p>	<p>○ 次の施設を有していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ユニット</li> <li>イ 診察室</li> <li>ウ 機能訓練室</li> <li>エ 浴室</li> <li>オ サービス・ステーション</li> <li>カ 調理室</li> <li>キ 洗濯室又は洗濯場</li> <li>ク 汚物処理室</li> </ul> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する療養室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、施設全体を、こうした療養室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければなりません。</p> <p>※ 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。</p>	<p><b>法</b> 第97条第1項 <b>条例</b> 第44条第1項 平11厚令40 第41条第1項 平12老企44 第5の3(2)① 第5の3(2)②</p>
	<p>※ 機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えありませんが、入所(入居)者に対するサービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したものの以上としてください。</p> <p>※ 施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所(入居)者に対するサービスの提供に支障を来さない程度で認めます。</p> <p>したがって、談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあること等は差し支えありません。</p>	<p><b>条例</b> 第4条第1項 第44条第1項 平12老企44 第3の1(1) 第3の2(1)①・④ 第3の2(2) 第3の4 第5の3(2)⑩(第3の1(1)準用) 第5の3(2)⑩(第3の</p>

	<p>※ 設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、施設の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮してください。</p> <p>※ 施設及び構造設備については、条例のほか建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等について十分考慮したものとし、入所（入居）者の保健衛生及び防災につき万全を期してください。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設の場合、本体施設の施設を利用することにより双方の入所（入居）者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができます。</p> <p>※ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、双方の入所（入居）者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができます。</p> <p>※ みなし介護老人保健施設及び病床転換型介護老人保健施設においては、面積要件など施設及び設備に関する基準が緩和されていますので、それぞれの基準を確認してください。</p>	<p>2(1)①・④準用) 第5の3(2)⑩(第3の2(2)準用)</p>
<p>(3) 療養室</p>	<p>○ 療養室は次の基準を満たしていますか。</p> <p>ア 1つの療養室の定員は4人以下とすること。</p> <p>イ 入所者1人当たりの床面積は、8㎡以上とすること。</p> <p>ウ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>エ 1以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>オ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>キ ナース・コールを設けること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えありません。</p> <p>※ ナース・コールは、入所者の状況等に応じ、サービスに支障をきたさない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することができます。</p>	<p>平11厚令40 第3条第2項第一号 平12老企44 第3の2(1)②イ</p>
<p>(4) 談話室</p>	<p>○ 談話室は、入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有し、ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>従来型</p> <p>条例 第4条第2項第1号 平12老企44 第3の2(1)②ニ</p>
<p>(5) 食堂</p>	<p>○ 食堂は、2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第4条第2項第2号</p>
<p>(6) レクリエーション・ルーム</p>	<p>○ レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第4条第2項第4号</p>
<p>(7) 洗面所</p>	<p>○ 洗面所は療養室のある階ごとに設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第4条第2項第5号</p>
<p>(8) 便所</p>	<p>○ 便所は次の基準を満たしていますか。</p> <p>ア 療養室のある階ごとに設けること。</p>	<p>条例 第4条第2項第6号</p>

(9) 汚物処理室	従来型	イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 ウ 常夜灯を設けること。  いる・いない	
		○ 汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有していますか。  いる・いない	平12老企44 第3の2(1)②チ
(10) ユニット	ユニット型	① ユニットは、居宅に近い居住環境のもとで、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものとなっていますか。  いる・いない	条例 第44条第2項第1号 平12老企44 第5の3(2)③
		② 1の療養室の定員は1人となっていますか。  いる・いない  ※ ユニットケアには個室が不可欠です。 ※ 夫婦で療養室を利用する場合など入居者への介護老人保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。	平11厚令40 第41条第2項第一号イ(1) 平12老企44 第5の3(2)④イ
		③ 療養室は、いずれかのユニットに属し、ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。  いる・いない  ※ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる療養室とは、次のとおりです。 ア 共同生活室に隣接している療養室 イ 共同生活室に隣接してはいないが、アの療養室と隣接している療養室 ウ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室(他の共同生活室のア及びイに該当する療養室を除く。)	平11厚令40 第41条第2項第一号イ(2) 平12老企44 第5の3(2)④ロ
		④ 1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としていますか。  いる・いない  ※ ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とします。 ※ 敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、当分の間、次の要件を満たした場合に限り、入居定員が10人を超えるユニットも認めます。 ア 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 イ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、施設の総ユニット数の半分以下であること。	平11厚令40 第41条第2項第一号イ(2) 平12老企44 第5の3(2)④ハ 条例 第45条
		⑤ 1の療養室の床面積は、10.65㎡以上(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3㎡以上)ですか。  いる・いない	平11厚令40 第41条第2項第一号イ(3)

ユニット型

<p>※ 療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除きます。</p> <p>※ ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類されます。</p> <p>ア ユニット型個室 身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足ります。</p> <p>イ ユニット型個室的多床室</p> <p>a ユニットに属さない療養室を改修してユニットを作る場合に該当します。</p> <p>b 入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。</p> <p>c 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。</p> <p>d 療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。</p> <p>e 療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められません。</p> <p>f ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、ユニット型個室の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。</p>	<p>平12老企44 第5の3(2)④ホ</p>
<p>⑥ 療養室を地階に設けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>平11厚令40 第41条第2項第一号(4)</p>
<p>⑦ 療養室の1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令40 第41条第2項第一号(5)</p>
<p>⑧ 療養室に寝台又はこれに代わる設備を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令40 第41条第2項第一号(6)</p>
<p>⑨ 療養室に入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令40 第41条第2項第一号(7)</p>
<p>⑩ 療養室にナース・コールを設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令40 第41条第2項第一号(8)</p>
<p>⑪ 共同生活室は、次の基準を満たしていますか。</p> <p>ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>イ 1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p>	<p>条例 第44条第2項第1号ア 平12老企44 第5の3(2)⑤</p>

<p>ユニット</p>	<p>ウ 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければなりません。</p> <p>このためには、次の2つの要件を満たす必要があります。</p> <p>ア 他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていないこと。</p> <p>イ ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>※ 共同生活室には、介護を必要とする者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。</p> <p>また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。</p>	
	<p>⑫ 洗面所は、次の基準を満たしていますか。</p> <p>ア 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>イ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 洗面所は、療養室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。</p> <p>この場合、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。</p> <p>※ 療養室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。</p>	<p>条例 第44条第2項第1号イ 平12老企44 第5の3(2)⑥</p>
	<p>⑬ 便所は、次の基準を満たしていますか。</p> <p>ア 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ウ 常夜灯を設けること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 便所は、療養室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。</p> <p>この場合、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。</p> <p>※ 療養室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。</p>	<p>条例 第44条第2項第1号ウ 平12老企44 第5の3(2)⑦</p>
<p>(11) 診察室</p>	<p>○ 診察室は、医師が診察を行うのに適切なものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平12老企44 第3の2(1)②ロ 第5の3(2)⑩(第3の2(1)②ロ準用)</p>



<p>(12) 機能訓練室</p>	<p>○ 機能訓練室は、1㎡に入所（入居）定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設で行われる機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導下における運動機能やADL（日常生活動作能力）の改善を中心としたものであるため、これに必要な器械・器具を備えてください。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えてください。</p>	<p>平11厚令40 第3条第2項第二号 第41条第2項第二号 平12老企44 第3の2(1)②ハ 第5の3(2)⑩(第3の2(1)②ハ準用)</p>
<p>(13) 浴室</p>	<p>○ 浴室は、次の基準を満たしていますか。</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮してください。</p> <p>※【ユニット型】 浴室は、療養室のある階ごとに設けることが望ましい。</p>	<p>条例 第4条第2項第3号 第44条第2項第2号 平12老企44 第3の2(1)②ホ 第5の3(2)⑧ 第5の3(2)⑩(第3の2(1)②ホ準用)</p>
<p>(14) サービス・ステーション</p>	<p>○ サービス・ステーションは、看護・介護職員が入所（入居）者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平12老企44 第3の2(1)②へ 第5の3(2)⑩(第3の2(1)②へ準用)</p>
<p>(15) 調理室</p>	<p>○ 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平12老企44 第3の2(1)②ト 第5の3(2)⑩(第3の2(1)②ト準用)</p>
<p>(16) その他</p>	<p>○ その他次の点に留意していますか。</p> <p>ア 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>イ 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するように配慮すること。</p> <p>ウ 薬剤師が施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により、調剤所が必要となること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平12老企44 第3の2(1)②リ 第5の3(2)⑩(第3の2(1)②リ準用)</p>
<p>(17) 施設の専用</p>	<p>○ 施設は、専ら介護老人保健施設施設の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 病院、診療所（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）又は介護医療院、指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設が併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）に限り、入所（入居）者の処遇に支障がない場合には、共用が認められます。</p> <p>ア 療養室については、併設施設との共用は認められません。</p> <p>イ 介護老人保健施設と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、施設の余力及び施設におけるサービス等を提供するための施設の使用計画からみて両施設の入所者の処遇に支障がない場合に限り共用を認めます。</p>	<p>条例 第4条第3項 第44条第3項</p> <p>平12老企44 第3の2(1)③ 第5の3(2)⑩(第3の2(1)③準用)</p>

	<p>ウ 共用する施設についても介護老人保健施設としての許可を与えることとなるので、例えば、併設の病院と施設を共用する場合には、その共用施設については医療法上の許可と介護老人保健施設の許可とが重複するものとなります。</p>	
<p><b>2 構造設備</b></p>	<p>① 施設の建物（入所（入居）者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 施設の建物は、入所（入居）者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、入所（入居）者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければなりません。</p> <p>※ 次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができます。</p> <p>ア 療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所（入居）者が日常継続的に使用する施設（療養室等）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次の要件の全てを満たすこと。</p> <p>a 施設の所在地を管轄する消防署長又は消防長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所（入居）者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>b 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害に関する具体的計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>c 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>※ 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての施設の建物であって、火災に係る入所（入居）者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。</p> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>* 火災に係る入所（入居）者の安全性が確保されていると認められた場合は、次の点を考慮します。</p> <p>a 要件のうち、満たしていないものについても、予定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>b 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、入所（入居）者が身体的、精神的に障害を有する者であることにかんがみてなされていること。</p> <p>c 管理者及び防火管理者は、施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p>	<p><b>条例</b> 第5条第1項第1号 第5条第2項 第44条第4項第1号 第44条第5項 <b>平12老企44</b> 第3の2(3) 第3の3(1) 第5の3(2)⑩(第3の2(3)準用) 第5の3(2)⑩(第3の3(1)準用)</p>

<p>d 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p>	
<p>② 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所（入居）者が寝たきり等介護を必要とする高齢者であることから、エレベーターの設置を義務づけています。</p>	<p><b>条例</b> 第5条第1項第2号 第44条第4項第2号 <b>平12老企44</b> 第3の3(2) 第5の3(2)⑩(第3の3(2)準用)</p>
<p>③ 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができます。</p>	<p><b>条例</b> 第5条第1項第3号 第44条第4項第3号</p>
<p>④ 階段には、手すりを設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 階段の傾斜は援やかにするとともに、手すりは原則として両側に設けてください。</p>	<p><b>条例</b> 第5条第1項第4号 第44条第4項第4号 <b>平12老企44</b> 第3の3(3) 第5の3(2)⑩(第3の3(3)準用)</p>
<p>⑤ 廊下の構造は、次のとおりとなっていますか。</p> <p>ア 幅は、1.8m以上（中廊下の幅は、2.7m以上）とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 常夜灯を設けること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりを含みます。</p> <p>※ 手すりは、原則として両側に設けてください。</p> <p>※ 中廊下とは、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいいます。</p> <p>※【ユニット型】 廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下にあっては、1.8m以上）とすることができます。</p> <p>ユニット型介護老人保健施設にあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和するものです。</p> <p>廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合とは、アルコープを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。</p>	<p><b>条例</b> 第5条第1項第5号 第44条第4項第5号 <b>平12老企44</b> 第3の3(4) 第5の3(2)⑨ 第5の3(2)⑩(第3の3(4)準用)</p>
<p>⑥ 入所（入居）者の身体の状態等に応じたサービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>平12老企44</b> 第3の3(5) 第5の3(2)⑩(第3の3(5)準用)</p>
<p>⑦ 家庭的な雰囲気为确保するため、木製風のベッド、絵画、鉢植え等の配置や壁紙の工夫等に配慮するとともに、教養・娯楽のための本棚、音響設備、理美容設備等の配置に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>平12老企44</b> 第3の3(6) 第5の3(2)⑩(第3の3(6)準用)</p>

<p>⑧ 車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>平12老企44</b> 第3の3(7) 第5の3(2)⑩(第3の3(7)準用)</p>
<p>⑨ 病院又は診療所と施設とを併設する場合には、両施設の入所(入居)者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と施設の区分を可能な限り明確にしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>平12老企44</b> 第3の3(8) 第5の3(2)⑩(第3の3(8)準用)</p>
<p>⑩ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 消防法に基づく消防用設備等及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備を確実に設置しなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第5条第1項第7号 第44条第4項第7号 <b>平12老企44</b> 第3の3(9) 第4の27(2) 第5の3(2)⑩(第3の3(9)準用) 第5の11(第4の27(2)準用)</p>

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所（入居）申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所（入居）申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所（入居）申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所（入居）申込者に対し適切なサービスを提供するため、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行わなければなりません。</p> <p>※ 同意については、入所（入居）申込者及び施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p>	<p>条例 第6条第1項 第53条(第6条第1項準用) 平12老企44 第4の2 第5の11(第4の2準用)</p>
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 原則として、入所（入居）申込に対して応じなければなりません。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所（入居）者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合です。</p>	<p>条例 第7条 第53条(第7条準用) 平12老企44 第4の3 第5の11(第4の3準用)</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 入所（入居）申込者の病状等を勘案し、入所（入居）申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 病状が重篤なために施設での対応が困難であり、入院治療が必要であると認められる場合を想定しています。</p>	<p>条例 第8条 第53条(第8条準用) 平12老企44 第4の4 第5の11(第4の4準用)</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合には、提示された被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>条例 第9条第1項 第53条(第9条第1項準用) 平12老企44 第4の5(1) 第5の11(第4の5(1)準用)</p>
	<p>② 被保険者証に、介護保健施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第9条第2項 第53条(第9条第2項準用) 平12老企44 第4の5(2) 第5の11(第4の5(2)準用)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 入所（入居）の際に要介護認定を受けていない申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第10条第1項 第53条(第10条第1項準用) 平12老企44</p>

	<p>※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p>第4の6(1) 第5の11(第4の6(1)準用)</p>
	<p>② 要介護認定の更新の申請が遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があり、認定が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p>条例 第10条第2項 第53条(第10条第2項準用) 平12老企44 第4の6(2) 第5の11(第4の6(2)準用)</p>
6 入退所(入退居)	<p>① 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等が必要な要介護者を対象とするものです。</p>	<p>条例 第11条第1項 第53条(第11条第1項準用) 平12老企44 第4の7(1) 第5の11(第4の7(1)準用)</p>
	<p>② 入所(入居)申込者の数が入所(入居)定員から入所(入居)者の数を差し引いた数を超過している場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所(入居)させるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 優先的な入所(入居)の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意してください。</p>	<p>条例 第11条第2項 第53条(第11条第2項準用) 平12老企44 第4の7(2) 第5の11(第4の7(2)準用)</p>
	<p>③ 入所(入居)申込者の入所(入居)に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所(入居)者に対して適切なサービスが提供されるようにするため、入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況等の把握に努めなければなりません。</p> <p>※ 質の高いサービスの提供に資する観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければなりません。</p> <p>※ 入所(入居)者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行ってください。</p>	<p>条例 第11条第3項 第53条(第11条第3項準用) 平12老企44 第4の7(3) 第5の11(第4の7(3)準用)</p>
	<p>④ 入所(入居)者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 定期的な検討の経過及び結果は記録しておくとともに、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第11条第4項 第53条(第11条第4項準用) 平12老企44 第4の7(4) 第5の11(第4の7(4)準用)</p>
	<p>⑤ 検討に当たっては、医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。</p>	<p>条例 第11条第5項 第53条(第11条第5項)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 居宅における生活への復帰の可否の検討は、入所（入居）後早期に行ってください。</p> <p>※ 検討は病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものですが、少なくとも3月ごとには行ってください。</p>	<p>準用) 平12老企44 第4の7(4) 第5の11(第4の7(4) 準用)</p>
	<p>⑥ 退所（退居）に際しては、入所（入居）者または家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所（退居）後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 退所（退居）が可能になった入所（入居）者の退所（退居）を円滑に行うために、介護支援専門員及び支援相談員が中心となって、退所（退居）後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ってください。</p>	<p>条例 第11条第6項 第53条(第11条第6項 準用) 平12老企44 第4の7(5) 第5の11(第4の7(5) 準用)</p>
7 サービスの提供の記録	<p>① 入所（入居）に際しては入所（入居）の年月日並びに入所（入居）している介護保険施設の種別及び名称を、退所（退居）に際しては退所（退居）の年月日を、被保険者証に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第12条第1項 第53条(第12条第1項 準用)</p>
	<p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、入所（入居）者の状況その他必要な事項を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第12条第2項 第53条(第12条第2項 準用)</p>
8 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスを提供した際には、入所（入居）者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額の1割又は2割（保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第13条第1項 第45条第1項</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所（入居）者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所（入居）者間の公平及び入所（入居）者間の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p>	<p>条例 第13条第2項 第45条第2項 平12老企44 第4の9(2) 第5の4(第4の9(2) 準用)</p>
	<p>③ ①・②の支払を受ける額のほか、ア～カ以外の額の支払を入所（入居）者から受けていませんか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>※ 特定入所者介護サービス費が入所（入居）者に代わり施設に支払われた場合は食費の負担限度額を限度とします。</p> <p>イ 居住に要する費用</p> <p>※ 特定入所者介護サービス費が入所（入居）者に代わり施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額を限度とします。</p> <p>ウ 入所（入居）者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>	<p>条例 第13条第3項 第45条第3項 平12老企44 第4の9(3) 第5の4(第4の9(3) 準用)</p>

<p>エ 入所（入居）者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用                  オ 理美容代                  カ 日常生活に要する費用</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p>	
<p>④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア 施設における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>    a 契約の締結にあたっては、入所（入居）者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>    b 契約の内容について、入所（入居）者から文書により同意を得ること</p> <p>    c 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p><b>条例</b>                  第13条第4項                  第45条第4項                  平17厚労告419</p>
<p>⑤ 居住に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア 居住に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>    a 契約の締結に当たっては、入所（入居）者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>    b 契約の内容について、入所（入居）者から文書により同意を得ること。</p> <p>    c 居住に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 居住に係る利用料は、療養環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。</p> <p>    a ユニットに属する療養室及びユニットに属さない療養室のうち定員が1人のもの                  室料及び光熱水費に相当する額</p> <p>    b ユニットに属さない療養室のうち定員が2人以上のもの                  光熱水費に相当する額</p> <p>ウ 居住に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。</p> <p>    a 施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）</p> <p>    b 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p><b>条例</b>                  第13条第4項                  第45条第4項                  平17厚労告419</p>
<p>⑥ 入所（入居）者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、次の基準に沿っていますか。</p> <p>ア 特別な療養室等の定員が、1人又は2人であること。</p>	<p>平12厚告123                  一のニ・ト                  平12厚告21</p>



<p>イ 特別な療養室等の定員の合計数を入院患者又は入所（入居）者の定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。</p> <p>ウ 入所（入居）者1人当たりの床面積が、介護老人保健施設にあつては8㎡以上であること。</p> <p>エ 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所（入居）者から受けるのにふさわしいものであること。</p> <p>オ 特別な療養室等の提供が、入所（入居）者への情報提供を前提として入所（入居）者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</p> <p>カ 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 特別な療養室等の提供に当たっては、居住に係る利用料の追加的費用であることを入所（入居）者又は家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。</p> <p>※ 次にいう従来型個室特例対象者が利用するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所（入居）者から受けることはできません。</p> <p>ア 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する者（平成17年9月1日から同月30日までの間において、特別な室料を支払っていない者に限る。）</p> <p>イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの</p> <p>ウ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者</p>	<p>別表2イ・ロ注11・注12 平24厚労告95 五十六 平24厚労告97 六十一</p>
<p>⑦ 入所（入居）者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、次の基準に沿っていますか。</p> <p>ア 通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、通常の食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。</p> <p>イ 施設において、次に掲げる配慮がなされていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による入所（入居）者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。</p> <p>ウ 利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から通常の食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。</p> <p>エ あらかじめ入所（入居）者又は家族に対し十分な情報提供を行い、入所（入居）者の自由な選択と同意に基づき、特定の日にあらかじめ特別な食事を選択できるようにすることとし、入所（入居）者の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。</p>	<p>平12厚告123 二</p>

<p>オ 入所（入居）者又は家族への情報提供に資するために、施設の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。</p> <p>    a 施設において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した入所（入居）者に対して、入所（入居）者が選定する特別な食事の提供を行えること。</p> <p>    b 特別な食事の内容及び料金</p> <p>カ 特別な食事を提供する場合は、入所（入居）者の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。</p> <p>キ 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、通常の食事に係る利用料の追加的費用であることを入所（入居）者又は家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
<p>⑧ 日常生活に要する費用として、ア～オ以外の額の支払を入所（入居）者から受けていませんか。</p> <p>    ア 入所（入居）者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p>    イ 入所（入居）者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p>    ウ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）</p> <p>    エ 預り金の出納管理に係る費用</p> <p>    オ 私物の洗濯代</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 身の回り品として日常生活に必要なものとは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、入所（入居）者の希望を確認した上で提供されるものをいいます。 したがって、こうした物品を施設がすべての入所（入居）者に対して一律に提供し、すべての入所（入居）者からその費用を画一的に徴収することは認められません。</p> <p>※ 教養娯楽として日常生活に必要なものとは、例えば、施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての入所（入居）者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、その他の日常生活費として徴収することは認められません。</p> <p>※ 預り金の出納管理に係る費用を入所（入居）者から徴収する場合には、</p> <p>    ア 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること</p> <p>    イ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、</p> <p>    ウ 入所者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること</p> <p>等が満たされるよう適正な出納管理を行ってください。</p> <p>※ 預り金の出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められません。</p> <p>※ おむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できません。</p>	<p>平12老企54 2(4)・(7) 平12老振25・老健94</p>

<p>⑨ 日常生活に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>ア その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>イ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>ウ 入所（入居）者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について入所（入居）者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。</p> <p>エ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>オ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならない、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。</p> <p>ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所（入居）者・家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、入所（入居）者の同意を得なければなりません。同意については、入所（入居）者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、入所（入居）者の署名を受けることにより行ってください。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要があるときは、その都度、同意書により確認してください。</p>	<p>平12老企44 第4の9(4) 第5の4(第4の9(4)準用) 平12老企54 平12老振75・老健122 平13老振発2・老老発2</p>
<p>⑩ ③ア～カの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所（入居）者・家族に対しサービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所（入居）者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 同意については、文書によって得なければなりません。</p>	<p>条例 第13条第5項 第45条第5項 平12老企44 第4の9(4) 第5の4(第4の9(4)準用) 平12老振75・老健122</p>
<p>⑪ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、入所（入居）者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・居住に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>※ その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>	<p>法 第48条第7項(第41条第8項準用) 施行規則 第82条</p>

<p>9 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>○ 入所（入居）者が保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所（入居）者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第14条 第53条(第14条準用) 平12老企44 第4の10 第5の11(第4の10準用)</p>
<p>10 サービスの取扱方針</p>	<p>従来型</p> <p>① 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を踏まえて、妥当適切に療養を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>③ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者または家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第15条第1項</p> <p>条例 第15条第2項</p> <p>条例 第15条第3項</p>
<p>ユニット型</p>	<p>④ 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとしてサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要です。 このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。</p> <p>※ こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。</p> <p>⑤ 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮してください。</p> <p>※ 入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要です。</p> <p>⑥ 入居者のプライバシーの確保に配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第46条第1項 平12老企44 第5の5(1)</p> <p>条例 第46条第2項</p> <p>平12老企44 第5の5(2)</p> <p>条例 第46条第3項</p>

	<p>⑦ 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第46条第4項</p>
	<p>⑧ 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者または家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第46条第5項</p>
	<p>⑨ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第15条第6項 第46条第8項</p>
<p><b>11 身体的拘束等の禁止</b></p>	<p>① サービスの提供に当たっては、入所（入居）者又は他の入所（入居）者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所（入居）者の行動を制限する行為を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。</p> <p>ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p>	<p><b>条例</b> 第15条第4項 第46条第6項 <b>平12老企44</b> 第4の11(2) <b>平13老発155</b> (身体拘束ゼロへの手引き)</p>
	<p>② 管理者及び従業者は、身体的拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>平13老発155</b> 2</p>
	<p>③ 管理者及び各職種の従業者で構成する「身体的拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体的拘束廃止に取り組むとともに改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 施設内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制</p>	<p><b>平13老発155</b> 3・5</p>

	<p>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き                  エ 施設の設備等の改善                  オ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み                  カ 入所（入居）者の家族への十分な説明                  キ 身体的拘束廃止に向けての数値目標</p>	
	<p>④ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その                  態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを                  得ない理由を記録していますか。                  いる ・ いない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は介護老人保健施設の医師が診療録に行                  わなければなりません。</p>	<p>条例                  第15条第5項                  第46条第7項                  平12老企44                  第4の11(1)・(2)</p>
	<p>⑤ 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示され                  ている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考                  として、適切な記録を作成し、保存していますか。                  いる ・ いない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>平13老発155                  6                  平12老企44                  第4の10(2)</p>
	<p>⑥ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下のア～ウに掲げる措                  置を講じていますか                  いる ・ いない</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月                  に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員そ                  の他の従業者に周知徹底を図ること。                  イ 身体的拘束等の適正化のために指針を整備すること。                  ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた                  めの研修を定期的実施すること。</p>	<p>条例                  第15条第6項                  第46条第8項</p>
	<p>⑦ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下                  「身体的拘束適正化検討委員会」）を設置していますか。                  いる ・ いない</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会などほかの委員                  会と独立して設置・運営することが必要ですが、事故防止委員                  会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘                  束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることか                  ら、これと一体的に設置・運営することも差し支えありませ                  ん。</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会の責任者は、ケア全般の責任者                  であることが望ましいです。また、身体的拘束適正化検討委員                  会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策                  として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられます。</p>	<p>平12老企44                  第4の11(3)</p>
	<p>⑧ 身体的拘束適正化検討委員会は幅広い職種で構成し、構成メ                  ンバーの責務及び役割を明確にするとともに、専任の身体的拘                  束等の適正化対応策を担当する者を定めていますか。                  いる ・ いない</p>	<p>平12老企44                  第4の11(3)</p>

	<p>⑨ 介護老人保健施設は、次のようなことを行っていますか。</p> <p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備する。</p> <p>イ 介護職員そのほかの従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告する。</p> <p>ウ 身体的拘束適正化検討委員会において、イによる報告された事例を集計し、分析する。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その結果について評価する。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。</p>	<p>平12老企44 第4の11(3)</p>
	<p>⑩ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平12老企44 第4の11(4)</p>
	<p>⑪ 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修は、以下の点に注意して行っていますか。</p> <p>ア 研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該介護老人保健施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする</p> <p>イ 当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化のための研修を実施すること</p> <p>ウ 研修の実施内容については記録すること</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平12老企44 第4の11(5)</p>
<p>12 施設サービス計画の作成</p>	<p>① 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所（入居）者に強制することとならないように留意してください。</p>	<p>条例 第16条第1項 第53条(第16条第1項 準用)</p> <p>平12老企44 第4の12(1) 第5の11(第4の12(1) 準用)</p>

<p>② 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所（入居）者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設サービス計画は、入所（入居）者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。</p> <p>※ 施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所（入居）者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、地域の住民による入所（入居）者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第2項 第53条(第16条第2項準用) <b>平12老企44</b> 第4の12(2) 第5の11(第4の12(2)準用)</p>
<p>③ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所（入居）者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所（入居）者が現に抱える問題点を明らかにし、入所（入居）者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設サービス計画は、個々の入所（入居）者の特性に応じて作成されることが重要です。</p> <p>このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入所（入居）者の課題分析を行わなければなりません。</p> <p>※ 課題分析とは、入所（入居）者の有する日常生活上の能力や入所（入居）者を取り巻く環境等の評価を通じて入所（入居）者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所（入居）者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所（入居）者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。</p> <p>※ 課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所（入居）者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第3項 第53条(第16条第3項準用) <b>平12老企44</b> 第4の12(3) 第5の11(第4の12(3)準用)</p>
<p>④ 計画担当介護支援専門員は、アセスメント（解決すべき課題の把握）に当たっては、入所（入居）者および家族に面接して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所（入居）者や家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所（入居）者および家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。</p> <p>このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含みます。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第4項 第53条(第16条第4項準用) <b>平12老企44</b> 第4の12(4) 第5の11(第4の12(4)準用)</p>



<p>⑤ 計画担当介護支援専門員は、入所（入居）者の希望、入所（入居）者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所（入居）者の家族の希望を勘案して、入所（入居）者および家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所（入居）者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。</p> <p>※ 施設サービス計画原案は、入所（入居）者の希望及び入所（入居）者についてのアセスメントの結果による専門的見地並びに施設の医師の治療方針に基づき、入所（入居）者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。</p> <p>※ 施設サービス計画原案には、入所（入居）者および家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（医療、リハビリテーション、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。</p> <p>※ 提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要です。</p> <p>※ ここでいうサービスの内容には、施設の行事及び日課を含みます。</p> <p>※ 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第5項 第53条(第16条第5項準用) <b>平12老企44</b> 第4の12(5) 第5の11(第4の12(5)準用)</p>
<p>⑥ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所（入居）者に対するサービスの提供に当たる他の担当者を召集して行う会議）の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、入所（入居）者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。</p> <p>※ 他の担当者とは、医師、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員及び栄養士等の当該入所（入居）者の介護及び生活状況等に関係する者を指します。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第6項 第53条(第16条第6項準用) <b>平12老企44</b> 第4の12(6) 第5の11(第4の12(6)準用)</p>
<p>⑦ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所（入居）者または家族に対して説明し、文書により入所（入居）者の同意を得ていますか。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第7項 第53条(第16条第7項)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設サービス計画は、入所（入居）者の希望を尊重して作成されなければならないため、サービスの内容への入所（入居）者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ 説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指します。</p> <p>※ 必要に応じて入所（入居）者の家族に対しても説明を行い、同意を得ることが望ましい。（通信機器等の活用により行われるものを含みます。）</p>	<p>準用) 平12老企44 第4の12(7) 第5の11(第4の12(7) 準用) 平11老企29 別紙2第1表・第2 表</p>
	<p>⑧ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、施設サービス計画を遅滞なく入所（入居）者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 交付した施設サービス計画は、5年間保存しておかなければなりません。</p>	<p>条例 第16条第8項 第53条(第16条第8項 準用) 平12老企44 第4の12(8) 第5の11(第4の12(8) 準用)</p>
	<p>⑨ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、モニタリング（施設サービス計画の実施状況の把握）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所（入居）者についての継続的なアセスメントを含みます。</p> <p>※ 計画担当介護支援専門員は、入所（入居）者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所（入居）者および家族並びに他のサービス担当者として連絡調整を行い、モニタリングを行い、入所（入居）者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行ってください。</p> <p>※ 入所（入居）者の解決すべき課題の変化は、入所（入居）者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者として緊密な連携を図り、入所（入居）者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第16条第9項 第53条(第16条第9項 準用) 平12老企44 第4の12(9) 第5の11(第4の12(9) 準用)</p>
	<p>⑩ 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所（入居）者および家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。</p> <p>ア 定期的に入所（入居）者に面接すること。</p> <p>イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 定期的の頻度については、入所（入居）者の心身の状況等に応じて適切に判断してください。</p> <p>※ 特段の事情とは、入所（入居）者の事情により、入所（入居）者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれません。</p> <p>※ 特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録してください。</p>	<p>条例 第16条第10項 第53条(第16条第10項 準用) 平12老企44 第4の12(10) 第5の11(第4の12(10) 準用)</p>

	<p>⑪ 計画担当介護支援専門員は、次の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ア 入所（入居）者が要介護更新認定を受けた場合 イ 入所（入居）者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第16条第11項 第53条（第16条第11項準用）</p>
	<p>⑫ 施設サービス計画の変更に当たっても、②～⑧の一連の業務を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入所（入居）者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はありません。 この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所（入居）者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。</p>	<p><b>条例</b> 第16条第12項 第53条（第16条第12項準用） <b>平12老企44</b> 第4の12(11) 第5の11（第4の12(11)準用）</p>
<p><b>13 診療の方針</b></p>	<p>① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第17条第1号 第53条（第17条第1号準用）</p>
	<p>② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所（入居）者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第17条第2号 第53条（第17条第2号準用）</p>
	<p>③ 常に利入所（入居）者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入所（入居）者・家族に対し、適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 医師は常に入所（入居）者の病状や心身の状態の把握に努めてください。</p>	<p><b>条例</b> 第17条第3号 第53条（第17条第3号準用） <b>平12老企44</b> 第4の13 第5の11（第4の13準用）</p>
	<p>④ 検査、投薬、注射、処置等は、入所（入居）者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第17条第4号 第53条（第17条第4号準用）</p>
	<p>⑤ 特殊な療法又は新しい療法等を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い な い ・ い る</p>	<p><b>条例</b> 第17条第5号 第53条（第17条第5号準用）</p>
	<p>⑥ 特殊な医薬品又は新しい医薬品を入所（入居）者に施用し、又は処方していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い な い ・ い る</p> <p>※ 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用薬品（平成12年3月30日厚生省告示第125号）参照</p>	<p><b>条例</b> 第17条第6号 第53条（第17条第6号準用）</p>

<p><b>14 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等</b></p>	<p>① 医師は、入所（入居）者の病状からみて施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院・診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に、入所（入居）者の病状が急変した場合などのように入院による治療を必要とする場合には、協力病院等の病院へ速やかに入院させることが必要です。</p> <p>※ 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成12年3月31日老企第59号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）参照</p>	<p><b>条例</b> 第18条第1項 第53条(第18条第1項準用) <b>平12老企44</b> 第4の13(1)(2) 第5の11(第4の13(1)(2)準用)</p>
	<p>② 医師は、不必要に入所（入居）者のために往診を求め、又は入所（入居）者を病院・診療所に通院させていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p><b>条例</b> 第18条第2項 第53条(第18条第2項準用)</p>
	<p>③ 医師は、入所（入居）者のために往診を求め、又は入所（入居）者を病院・診療所に通院させる場合には、病院・診療所の医師・歯科医師に対し、入所（入居）者の診療状況に関する情報の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第18条第3項 第53条(第18条第3項準用)</p>
	<p>④ 医師は、入所（入居）者が往診を受けた医師・歯科医師又は通院した病院・診療所の医師・歯科医師から療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第18条第4項 第53条(第18条第4項準用)</p>
<p><b>15 機能訓練</b></p>	<p>○ 入所（入居）者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所（入居）者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士（理学療法士又は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。）の指導のもとに計画的に行ってください。</p> <p>※ 特に、訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしてください。</p> <p>※ 機能訓練は入所（入居）者1人について、少なくとも週2回程度行ってください。</p> <p>※ 機能訓練の実施は以下の手順により行ってください。</p> <p>ア 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所（入居）者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">* リハビリテーション実施計画の作成にあたっては、施設サービス計画との整合性を図るものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">* リハビリテーション実施計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載を持ってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ 入所（入居）者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行うとともに、入所（入居）者の状態を定期的に記録すること。</p>	<p><b>条例</b> 第19条 第53条(第19条準用) <b>平12老企44</b> 第4の15 第5の11(第4の15準用)</p>

	<p>ウ 入所（入居）者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと。</p> <p>エ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。</p>	
<p><b>16 栄養管理</b> ※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>○ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成してください。</p> <p>※ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録してください。</p> <p>※ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。</p>	<p>条例 第19条の2 第53条(第19条の2準用) 平12老企44 第4の16 第5の11(第4の16準用)</p>
<p><b>17 口腔衛生の管理</b> ※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>○ 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行ってください。</p> <p>※ 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的にその計画を見直してください。</p> <p>a 助言を行った歯科医師 b 歯科医師からの助言の要点 c 具体的方策 d 施設における実施目標 e 留意事項・特記事項</p>	<p>条例 第19条の3 第53条(第19条の3準用) 平12老企44 第4の17 第5の11(第4の17準用)</p>
<p><b>18 看護及び医学的管理の下における介護</b></p>	<p>① 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第20条第1項</p>
	<p style="text-align: center;">従来型</p> <p>② 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施してください</p> <p>※ 入所者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めてください。</p>	<p>条例 第20条第2項 平12老企44 第4の18(1)</p>
	<p style="text-align: center;">従来型</p> <p>③ 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第20条第3項 平12老企44</p>

	<p>※ 排せつに係る介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や入所者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施してください。</p>	第4の18(2)
	<p>④ おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ おむつを使用せざるを得ない場合には、入所者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換してください。</p>	<p><b>条例</b> 第20条第4項 平12老企44 第4の18(2)</p>
	<p>⑤ ①～④のほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第20条第6項</p>
ユニット型	<p>⑥ 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要があります。</p> <p>※ 入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要があります。</p>	<p><b>条例</b> 第47条第1項 平12老企44 第5の6(1)</p>
	<p>⑦ 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。</p>	<p><b>条例</b> 第47条第2項 平12老企44 第5の6(2)</p>
	<p>⑧ 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして適切な方法によりこれを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、入居者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施してください。</p> <p>※ 入居者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めてください。</p>	<p><b>条例</b> 第47条第3項 平12老企44 第5の6(3) 第5の6(4) (第4の18(1)準用)</p>

	<p>⑨ 入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 排せつに係る介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や入所者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施してください。</p>	<p><b>条例</b> 第47条第4項 平12老企44 第5の6(4)(第4の18(2)準用)</p>
	<p>⑩ おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ おむつを使用せざるを得ない場合には、入所者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施すること。</p>	<p><b>条例</b> 第47条第5項 平12老企44 第5の6(4)(第4の18(2)準用)</p>
	<p>⑪ ⑥～⑩のほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第47条第7項 平12老企44 第5の6(4)(第4の18(2)準用)</p>
	<p>⑫ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生予防効果を向上させることを想定しています。</p> <p>※ 例えば、次のようなことが考えられます。</p> <p>ア 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。</p> <p>イ 専任の褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。</p> <p>ウ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。</p> <p>エ 褥瘡対策のための指針を整備する。</p> <p>オ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する職員継続教育を実施する。</p> <p>※ 施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。</p>	<p><b>条例</b> 第20条第5項 第47条第6項 平12老企44 第4の18(3) 第5の6(4)(第4の18(3)準用)</p>
	<p>⑬ 入所（入居）者に対して、入所（入居）者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p><b>条例</b> 第20条第7項 第47条第8項</p>
19 食事	<p>従来型</p> <p>① 栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第21条第1項</p>
	<p>② 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第21条第2項 平12老企44 第4の19(1)</p>
	<p>トツ</p> <p>③ 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。</p>	<p><b>条例</b> 第48条第1項</p>

	いる ・ いない	
④ 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。		条例 第48条第2項
	いる ・ いない	
⑤ 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。		条例 第48条第3項 平12老企44 第5の7(1)
	いる ・ いない	
※ 施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保してください。		
⑥ 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。		条例 第48条第4項 平12老企44 第5の7(2)
	いる ・ いない	
※ 共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。		
⑦ 個々の入所（入居）者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、入所（入居）者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っていますか。		平12老企44 第4の19(1) 第5の7(3)(第4の19(1)準用)
	いる ・ いない	
⑧ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。		平12老企44 第4の19(2) 第5の7(3)(第4の19(2)準用)
	いる ・ いない	
⑨ 食事時間は適切なものとなっていますか。		平12老企44 第4の19(3) 第5の7(3)(第4の19(3)準用)
	いる ・ いない	
※ 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くても午後5時以降としてください。		
⑩ 食事の提供に関する業務を第三者に委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。		平12老企44 第4の19(4) 第5の7(3)(第4の19(4)準用)
	いる ・ いない	
※ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、施設の最終的責任の下で第三者に委託することができます。		
⑪ 食事提供については、入所（入居）者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。		平12老企44 第4の19(5) 第5の7(3)(第4の19(5)準用)
	いる ・ いない	
⑫ 入所（入居）者に対しては適切な栄養食事相談を行っていますか。		平12老企44 第4の19(6)



		いる ・ いない	第5の7(3)(第4の19(6)準用)
	⑬ 食事内容については、医師又は栄養士もしくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられていますか。	いる ・ いない	平12老企44 第4の19(7) 第5の7(3)(第4の19(7)準用)
20 相談及び援助	○ 常に入所（入居）者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所（入居）者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	いる ・ いない	条例 第22条 第53条(第22条準用)
21 その他のサービスの提供	従来型	① 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。	条例 第23条第1項
	ユニット型	② 入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援していますか。	条例 第49条第1項 平12老企44 第5の8(1)
		③ 常に、入所（入居）者の家族との連携を図るとともに、入所（入居）者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  ※【ユニット型】 施設の療養室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。	条例 第23条第2項 第49条第2項 平12老企44 第5の8(2)
22 入所者に関する市町村への通知	○ 入所（入居）者がア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  ※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。	いる ・ いない	条例 第24条 第53条(第24条準用) 平12老企44 第4の20 第5の11(第4の20準用)
23 管理者による管理	○ 専ら施設の職務に従事する常勤の者が管理者になっていますか。  ※ 以下の場合であって、施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 従業者としての職務に従事する場合 イ 施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に施設の管理業務に支障がないと認められる場合	いる ・ いない	条例 第25条 第53条(第25条準用) 平12老企44 第4の21 第5の11(第4の21準用)

	<p>ウ 施設が本体施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設又はサテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>エ 施設がサテライト型小規模介護老人保健施設（当該本体施設と密接な連携を有するものに限る。）である場合であって、その本体施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	
<p>24 管理者の責務</p>	<p>① 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第26条第1項 第53条(第26条準用) 平12老企44 第4の22 第5の11(第4の22準用)</p> <p>条例 第26条第2項 第53条(第26条第2項準用)</p>
<p>25 計画担当介護支援専門員の責務</p>	<p>○ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成業務のほか、次の業務を行っていますか。</p> <p>ア 入所（入居）申込者の入所（入居）に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>イ 入所（入居）者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。</p> <p>ウ 入所（入居）者の退所（退居）に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>エ 苦情の内容等を記録すること。</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第27条 第53条(第27条準用)</p>
<p>26 運営規程</p>	<p>○ 施設ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 入所（入居）定員</p> <p>エ 【ユニット型】 ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>オ 入所（入居）者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>カ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 非常災害対策</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ その他施設の運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ カ 施設の利用に当たっての留意事項</p>	<p>条例 第28条 第50条 平12老企44 第4の24 第5の9(2)(第4の24準用) 第5の9(1)</p>

	<p>入所（入居）者がサービスの提供を受ける際に入所（入居）者が留意すべき事項（入所（入居）生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。</p> <p>※ キ 非常災害対策 非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>※ ク 虐待の防止のための措置に関する事項 令和6年3月31日までは努力義務となります。</p> <p>※ ケ その他施設の運営に関する重要事項 入所（入居）者又は他の入所（入居）者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいとされます。</p> <p>※ 【ユニット型】 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額、入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 ア サービスの内容は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指します。 イ 利用料その他の費用の額は、支払を受けることが認められている費用の額を指します。</p>	
<p>27 勤務体制の確保等</p>	<p>① 入所（入居）者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしてください。</p> <p>※ 夜間の安全の確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保してください。</p> <p>※ 休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制をとってください。</p>	<p>条例 第29条第1項 第51条第1項 平12老企44 第4の25(1)(2) 第5の10(4)(第4の25(1)(2)準用)</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ユニット型</p> <p>② 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業員の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければなりません。</p> <p>※ 従業員が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められます。</p>	<p>条例 第51条第2項第1号 平12老企44 第5の10(1)</p>
	<p>③ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第51条第2項第2号</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ユニット型</p> <p>④ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置するほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りず。</p> <p>2ユニット以下の施設の場合には、研修受講者の配置は1名で差し支えありません。</p>	<p>条例 第51条第2項第3号 平12老企44 第5の10(2)</p>

<p>※ この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。</p> <p>※ ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えありません。</p> <p>※ 施設とユニット型の指定短期入所生活介護事業所が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととします。</p> <p>施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととします。</p> <p>※ 今後の研修受講者の状況等を跨まえた上で、配置基準を再検討する予定なので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮してください。</p>	
<p>⑤ 施設の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 調理、洗濯等の入所（入居）者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めます。</p>	<p><b>条例</b> 第29条第2項 第51条第3項 <b>平12老企44</b> 第4の25(3) 第5の10(4)(第4の25(3)準用)</p>
<p>⑥ 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 施設の各職種にわたって、統一した運営方針のもとにサービスの提供を行い、かつ、その向上を図るため、計画的に職員の研修の機会を確保するよう努めてください。</p> <p>※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。</p>	<p><b>条例</b> 第29条第3項 第51条第4項 <b>平12老企44</b> 第4の25(4) 第5の10(4)(第4の25(4)準用)</p>

	<p>⑦ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するために次のような措置を講じていますか。                  事業主が講ずべき措置の具体的内容                  ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発                      職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。                  イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備                  事業主が講じることが望ましい取組                  ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備                  イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）                  ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。                  ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）                  ※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。                  (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>)</p>	<p>条例                  第29条第4項                  第51条第5項                  平12老企44                  第4の25(5)                  第5の10(4)(第4の25(5)準用)</p>
<p>28 業務継続計画の策定等                  ※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。                  ア 感染症に係る業務継続計画                      a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）                      b 初動対応                      c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）                  イ 災害に係る業務継続計画                      a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）                      b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）                      c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例                  第29条の2第1項                  平12老企44                  第4の26(1)(2)                  第5の11(第4の26(1)(2)準用)</p>

	<p>② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第29条の2第2項 平12老企44 第4の26(3)(4) 第5の11(第4の26(3)(4)準用)</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第29条の2第3項</p>
<p>29 定員の遵守</p>	<p>従来型</p> <p>① 入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例 第30条</p>
	<p>ユニット型</p> <p>② ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例 第52条</p>
<p>30 非常災害対策</p>	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 災害時に自力避難が困難な者を入所（入居）対象としていること等の施設特有の事情を考慮し、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めています。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p>	<p>条例 第31条第1項 第53条(第31条第1項準用) 平12老企44 第4の27(1)(3) 第5の11(第4の27(1)(3)準用)</p>

	<p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせてください。 防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p> <p>※ 介護老人保健施設における防火、防災対策について（昭和63年11月11日老健第24号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）参照</p>	
	<p>② ①の訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>条例 第31条第2項 第53条(第31条第2項準用) 平12老企44 第4の27(4) 第5の11(第4の27(4)準用)</p>
<p>31 衛生管理等 (1) 衛生管理</p>	<p>① 入所（入居）者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ このほか、次の点に留意してください。 ア 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行ってください。 * 食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければなりません。 イ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ウ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 エ 医薬品の管理については、施設の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。 オ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p>	<p>条例 第32条第1項 第53条(第32条第1項準用) 平12老企44 第4の28(1) 第5の11(第4の28(1)準用)</p>
	<p>② 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>ア 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>エ ア～ウのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順 ア 従業者が、入所（入居）者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者に報告する体制を整えてください。</p>	<p>条例 第32条第2項 第53条(第32条第2項準用) 平18厚労告268</p> <p>高齢者介護施設における感染対策マニュアル平成25年3月</p>

- イ 管理者は、感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行ってください。
- ウ 施設においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては入所（入居）者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び入所（入居）者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ってください。
- エ 医師及び看護職員は、施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行ってください。
- オ 管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、有症者等の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じてください。
- ＊ 有症者等  
感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者
- カ 施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録してください。
- キ 管理者は、次の場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じてください。
- a 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合
- b 同一の有症者等が10名以上又は入所（入居）者の半数以上発生した場合
- c a・bのほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合
- ク 報告を行った施設は、原因の究明に資するため、有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めてください。
- ※ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
- ア 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、又は管理栄養士、生活相談員）により構成してください。
- イ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。
- ウ 感染対策委員会は、入所（入居）者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。
- エ 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。
- オ 感染対策担当者は看護師であることが望ましい。
- カ 施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(1)  
平17-0110001

第4の28(2)  
第5の11(第4の28(2)準用)



- ※ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  
平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。
- ア 平常時の対策  
施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常やケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等
- イ 発生時の対応  
発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等
- ※ 発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。
- ※ なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>)
- ※ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
- ア 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。
- イ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。
- ウ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。
- エ 研修の実施内容についても記録することが必要です。
- オ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所職員向け感染症対策向上のための研修教材」等を活用する等、施設内での研修で差し支えありません。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練
- ア 訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。
- イ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。
- ウ 令和6年3月31日までの間は経過措置となり、努力義務とします。
- ※ 施設は、入所（入居）予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。  
こうした者が入所（入居）する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、感染症に関する知識、対応等について周知することが必要です。
- ※ 感染対策のために必要なこと

	<p>管理者は…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者の特性、施設の特性、施設における感染症の特徴の理解</li> <li>イ 感染症対策に対する正しい知識（予防、発生時の対応）の習得</li> <li>ウ 施設内活動の着実な実施（感染対策委員会の設置、指針とマニュアルの策定、職員等を対象とした研修の実施、設備整備など）</li> <li>エ 関係機関との連携の推進（情報収集、発生時の行政への届出など）</li> <li>オ 職員の労務管理（職員の健康管理、職員が罹患したときに療養に専念できる人的環境の整備など）</li> </ul> <p>職員は…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者の特性、高齢者介護施設の特性、施設における感染症の特徴の理解</li> <li>イ 感染症に対する基本的な知識（予防、発生時の対応、高齢者が罹患しやすい代表的な感染症についての正しい知識）の習得と日常業務における実践</li> <li>ウ 自身の健康管理（感染源・媒介者にならないこと、など）</li> </ul> <p>※ 感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 発生防止のための措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 入所（入居）者及び職員の手洗い、うがいを励行すること</li> <li>b 入所（入居）者及び職員の健康管理を徹底すること</li> <li>c 食品調理時の衛生管理を徹底すること</li> </ul> </li> <li>イ まん延防止のための措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の消毒を行うとともに、職員が有症者のふん便、おう吐物等処理する際の衛生管理を徹底すること。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>(2) 調理施設設備等</p>	<p>① 調理施設の出入り口及び窓は極力閉めておくとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置し、ねずみやこん虫の進入を防止していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平 9 老 健 83 II 5(1)②</p>
	<p>② 調理施設・設備は必要に応じて補修を行い、施設の床面（排水溝を含む。）及び内壁のうち床面から1mまでの部分及び手指の触れる場所は1日に1回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分は1月に1回以上清掃し、必要に応じて、洗浄・消毒を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平 9 老 健 83 II 5(2)①</p>
	<p>③ 調理施設の清掃は、全ての食品が調理場内から完全に搬出された後に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平 9 老 健 83 II 5(2)①</p>
	<p>④ 調理施設におけるねずみ、こん虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上（発生を確認したときにはその都度）実施し、その実施記録を1年間保管していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平 9 老 健 83 II 5(2)②</p>
	<p>⑤ 調理施設内の衛生的な管理に努め、みだりに部外者を立ち入らせたり、調理作業に不必要な物品等を置いたりしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>平 9 老 健 83 II 5(2)③</p>

	<p>⑥ 水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の登録検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 検査結果は1年間保管してください。</p>	<p>平9老健83 II 5(2)⑦</p>
	<p>⑦ 貯水槽の清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃を実施し、清掃した証明書を1年間保管していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平9老健83 II 5(2)⑧</p>
	<p>⑧ 調理従業者の検便は、腸管出血性大腸菌O157の検査を含め、全員に対し毎月実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平9老健83 II 5(4)③</p>
	<p>⑨ 陰食は、原材料（洗浄・消毒等を行わず、購入した状態）及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、日付等の表示を付して-20℃以下で2週間以上保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平9老健83 II 5(3)</p>
<p>(3) レジオネラ症対策</p>	<p>① 浴槽水の水質検査を少なくとも1年に1回以上行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 浴槽水を毎日完全に換えることなく使用する場合など浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めてください。</p>	<p>平15厚労告264 第二の三1</p>
	<p>② 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難しい場合でも、最低でも1週間に1回以上完全に換えるとともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平15厚労告264 第二の三2</p>
	<p>③ ろ過器の前に設置する集毛器は毎日清掃していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平15厚労告264 第二の三3</p>
	<p>④ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、常に一定ではなく、入浴者数、薬剤の注入時間及び注入速度等により大きく変動するため、濃度は頻繁に測定して記録し、通常0.2~0.4mg/l程度に保ち、かつ、最大で1.0mg/lを超えないように努める等適切に管理するとともに、消毒装置の維持管理を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平15厚労告264 第二の三5</p>
<p>32 協力病院</p>	<p>① 入所（入居）者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力病院の選定に当たっては、必要に応じ、地域の関係団体の協力を得てください。</p>	<p>条例 第33条第1項 第53条(第33条第1項準用) 平12老企44 第4の29 第5の11(第4の29準用)</p>

	<p>② 協力病院は、施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にありますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>平12老企44</b> 第4の25(1) 第5の11(第4の25(1)準用)</p>
	<p>③ 協力病院の標榜している診療科名等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>平12老企44</b> 第4の25(2) 第5の11(第4の25(2)準用)</p>
	<p>④ 入所（入居）者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてありますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>平12老企44</b> 第4の25(3) 第5の11(第4の25(3)準用)</p>
	<p>⑤ 歯科医療の確保の観点から、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第33条第2項 第53条(第33条第2項準用)</p>
33 掲示	<p>○ 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護老人福祉施設に備え付けることでも構いません。</p>	<p><b>条例</b> 第34条 第53条(第34条準用)</p>
34 秘密保持等	<p>① 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所（入居）者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p><b>条例</b> 第35条第1項 第53条(第35条第1項準用)</p>
	<p>② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所（入居）者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p><b>条例</b> 第35条第2項 第53条(第35条第2項準用) <b>平12老企44</b> 第4の31(2) 第5の11(第4の31(2)準用)</p>
	<p>③ 居宅介護支援事業者に対して、入所（入居）者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所（入居）者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第35条第3項 第53条(第35条第3項準用)</p>
	<p>④ 入所（入居）者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用目的を出来る限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱ってください。 ※ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等をおこなってください。 ※ 保有個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業員・委託先を監督してください。</p>	<p><b>平29ガイダンス</b></p>

	<p>※ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはなりません。</p> <p>※ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行ってください。</p> <p>※ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備を行ってください。</p>	
35 広告制限	<p>① 次の事項を除き、介護老人保健施設に関して、文書その他いかなる方法を問わず、これを広告していませんか。</p> <p>ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項</p> <p>イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名</p> <p>ウ 施設及び構造設備に関する事項</p> <p>エ 職員の配置員数</p> <p>オ 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く）</p> <p>カ 利用料の内容</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p><b>法</b> 第98条 平11厚告97 平13老振10</p>
	<p>② 広告内容は虚偽のものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>平13老振10</p>
36 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	<p>① 居宅介護支援事業者による施設の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p><b>条例</b> 第36条第1項 第53条(第36条第1項準用)</p>
	<p>② 入所（入居）者による退所（退居）後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所（退居）者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p><b>条例</b> 第36条第2項 第53条(第36条第2項準用)</p>
37 苦情処理	<p>① 提供したサービスに関する入所（入居）者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 必要な措置とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口・苦情処理の体制及び手順等、施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所（入居）者又は家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等です。</p>	<p><b>条例</b> 第37条第1項 第53条(第37条第1項準用) 平12老企44 第4の33(1) 第5の11(第4の33(1)準用)</p>
	<p>② 苦情に対し施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 施設が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行ってください。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第37条第2項 第53条(第37条第2項準用) 平12老企44 第4の33(2) 第5の11(第4の33(2)準用)</p>

	<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所（入居）者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第37条第3項 第53条(第37条第3項準用) <b>平12老企44</b> 第4の33(3) 第5の11(第4の33(3)準用)</p>
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第37条第4項 第53条(第37条第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供したサービスに関する入所（入居）者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第37条第5項 第53条(第37条第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第37条第6項 第53条(第37条第6項準用)</p>
<p><b>38 地域との連携等</b></p>	<p>① 施設の運営に当たっては、介護老人保健施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第38条第1項 第53条(第38条第1項準用) <b>平12老企44</b> 第4の34(1) 第5の11(第4の34(1)準用)</p>
	<p>② 施設の運営に当たっては、介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、提供したサービスに関する入所（入居）者からの苦情に関して、市町村等が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう、努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市町村が実施する事業には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p><b>条例</b> 第38条第2項 第53条(第38条第2項準用) <b>平12老企44</b> 第4の34(2) 第5の11(第4の34(2)準用)</p>
<p><b>39 事故発生の防止及び発生時の対応</b></p>	<p>① 事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、②の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故発生の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。</p> <p>ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとならば介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p>	<p><b>条例</b> 第39条第1項第1号 第53条(第39条第1項第1号準用) <b>平12老企44</b> 第4の35① 第5の11(第4の35①準用)</p>

<p>オ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針                  カ 入所（入居）者等に対する指針の閲覧に関する基本方針                  キ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p>	
<p>② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者                  に周知徹底する体制を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>※ 具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。</p> <p>ウ ③の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。</p> <p>カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>	<p><b>条例</b>                  第39条第1項第2号                  第53条(第39条第1項第2号準用)  <b>平12老企44</b>                  第4の35②                  第5の11(第4の35②準用)</p>
<p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故防止検討委員会</p> <p>ア 事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成してください。</p> <p>イ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めてください。</p> <p>ウ 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。</p> <p>エ 事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>オ 事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>※ 事故発生の防止のための職員に対する研修</p> <p>ア 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行ってください。</p> <p>イ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要です。</p> <p>ウ 研修の実施内容についても記録することが必要です。</p>	<p><b>条例</b>                  第39条第1項第3号                  第53条(第39条第1項第3号準用)  <b>平12老企44</b>                  第4の35③④                  第5の11(第4の35③④準用)</p>

	エ 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。	
	④ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ この担当者は、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましいです。	条例 第39条第1項第4号 第53条(第39条第1項第4号準用) 平12老企44 第4の35⑤ 第5の11(第4の35⑤準用)
	⑤ 事故が発生した場合は、速やかに市、入所(入居)者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例 第39条第2項 第53条(第39条第2項準用)
	⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例 第39条第3項 第53条(第39条第3項準用)
	⑦ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならないため、損害賠償保険に加入しておくか、賠償資力を有することが望ましい。	条例 第39条第4項 第53条(第39条第4項準用) 平12老企44 第4の35⑥ 第5の11(第4の35⑥準用)
40 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。	① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。 ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること イ 虐待の防止のための指針を整備すること ウ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 虐待の防止のための研修については次のとおりです。 a 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。 b 研修の内容については記録してください。	条例 第39条の2 第53条(第39条の2準用) 平12老企44 第4の37 第5の11(第4の37準用)



	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること          イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること          ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること          エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること          オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること          カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること          キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>a 管理者を含む、幅広い職種により構成します。          b 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。          c 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。          d テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。          e 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。          f 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>平12老企44          第4の37①          第5の11(第4の37①準用)</p>
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方          イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項          ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針          エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針          オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項          カ 成年後見制度の利用支援に関する事項          キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項          ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項          ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平12老企44          第4の37②          第5の11(第4の37②準用)</p>
<p>41 会計の区分</p>	<p>○ 介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）参照</p> <p>※ 介護老人保健施設会計・経理準則の制定について（平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知）参照</p>	<p>条例          第40条          第53条(第40条準用)          平12老企44          第4の36          第5の11(第4の36準用)</p>

<p>42 記録の整備</p>	<p>① 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第41条第1項 第53条(第41条第1項 準用)</p>
	<p>② 入所(入居)者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 施設サービス計画</p> <p>イ 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>ウ 提供した具体的なサービスの内容等の記録(診療録を含む。)</p> <p>エ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>オ 市町村への通知に係る記録</p> <p>カ 苦情の内容等の記録</p> <p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第41条第2項 第53条(第41条第2項 準用)</p>

五 開設許可の変更等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 開設者は、次の事項を変更しようとするときは、さいたま市長の許可を受けていますか。</p> <p>ア 敷地の面積及び平面図</p> <p>イ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要</p> <p>ウ 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画</p> <p>エ 運営規程</p> <p>    * 従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所（入居）定員に係る部分に限る。</p> <p>オ 協力病院の名称及び診療科名並びに協力病院との契約の内容</p> <p>    * 協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。</p> <p>カ 管理者</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営規程に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所（入居）定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しません。（②の届出が必要になります。）</p>	<p>法 第94条第2項 第95条 施行規則 第136条第2項</p>
	<p>② 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 施設の名称及び開設の場所</p> <p>イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 開設者の登記簿の謄本又は条例等</p> <p>    * 介護老人保健施設事業に関するものに限る。</p> <p>エ 併設する施設がある場合にあっては、併設する施設の概要</p> <p>オ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>カ 運営規程</p> <p>    * ①で許可を受けることを要するものを除く。</p> <p>キ 協力病院の名称及び診療科名並びに協力病院との契約内容</p> <p>    * 協力歯科医療機関との契約の内容を含む。</p> <p>    * ①で許可を受けることを要するものを除く。</p> <p>ク 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 開設者の変更に伴う届出は、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法 第99条第1項 施行規則 第137条第1項</p>
	<p>③ 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第99条第1項 施行規則 第137条第2項</p>
	<p>④ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第99条第2項 施行規則 第137条第3項</p>

## 六 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。 この義務が確保されるよう、ア～ウに従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令遵守責任者の選任をすること</li> <li>b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令遵守責任者の選任をすること</li> <li>b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</li> <li>c 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第74条第6項 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長</li> <li>b 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 でア以外の事業者 埼玉県知事</li> <li>c 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</li> <li>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</li> </ul> </li> </ul> <p>イ 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 事業者の名称又は氏名</li> <li>b 主たる事務所の所在地</li> <li>c 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</li> <li>d 法令遵守責任者の氏名・生年月日</li> <li>e 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要 (事業所・施設の数20以上の場合)</li> <li>f 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所・施設の数100以上の場合)</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の公表	<p>① 市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の35</p>

	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 い る ・ い ない	施行規則 第140条の46
--	---	------------------